

令和 5 年度生駒市地域公共交通活性化事業検討業務 特記仕様書

1. 委託業務名

令和 5 年度生駒市地域公共交通活性化事業検討業務

2. 業務の目的

本業務は、本市の地域公共交通が目指すべき将来像及び基本方針並びに果たすべき役割の実現に向けて、「生駒市地域公共交通計画」において推進する事業・施策に加え、市内バスネットワーク維持に向けた検討を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) コミュニティバスの利用実績評価

生駒市内のコミュニティバス（5 路線+実証運行中の鹿ノ台線）について、利用者数や運賃収入等の利用実績の整理を行う。

（具体的な項目案）

- ①月別の 1 日あたりの平均利用者数の推移の整理
- ②月別の 1 日あたりの平均運賃収入の推移の整理
- ③令和 5 年度の評価
- ④コミュニティバス鹿ノ台線の利用状況の整理

※①～③は既存 5 路線を対象とする。

(2) 市内の路線バスネットワーク維持に向けた検討

令和 4 年 9 月に奈良交通株式会社から廃止・見直しの提案があった市内 5 路線のうち、ひかりが丘住宅線及び生駒ニュータウン線の持続的な路線バスのあり方等を話し合う「三者協議」の開催支援を行う。受注者は、4 回の三者協議の運営を補助するとともに、議事録及び協議内容をまとめた資料を作成する。

(3) 既存路線の利用促進策の検討

生駒市内を運行しているコミュニティバス等の利用促進に向けて、ダイヤの見直し等の検討を行う。

・検討内容の候補案：

- a. 光陽台線及び北新町線の病院線区間について、利用状況に応じた見直しを検討する。
- b. 門前線及び西畑・有里線について、利用促進と運行効率化に向けて、ダイヤの見直しを検討する。
- c. 萩の台線の新たな運行方法に沿った、ダイヤの見直しを検討する。

(4) 生駒市地域公共交通計画の指標の現況整理

生駒市地域公共交通計画で定めた計画の指標（以下の(A)～(F)）について、令和5年度の鉄道・バス・たけまる号等の時刻表と住民基本台帳人口を用いて現況値を整理する。

また、地域公共交通計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）の具体的な対応方法が定められたことを受けて、現在の生駒市地域公共交通計画の改訂を行う。

（具体的な項目案）

- ①生駒市地域公共交通計画の指標の現況値更新
- ②生駒市地域公共交通計画の改訂版の作成

<生駒市地域公共交通計画で定めた計画の指標>

- (A)買い物の時間帯に合わせて、公共交通サービスを利用できる人（全市）の割合
- (B)通院の時間帯に合わせて、公共交通サービスを利用できる人（全市）の割合
- (C)生駒駅または東生駒駅周辺へ、公共交通サービスを利用して60分以内に到着できる人（全市）の割合
- (D)学研北生駒駅周辺へ、公共交通サービスを利用して60分以内に到着できる人（全市）の割合
- (E)南生駒駅周辺へ、公共交通サービスを利用して60分以内に到着できる人（全市）の割合
- (F)たけまる号全路線の1日あたりの利用者数が、たけまる号を利用する沿線地区の住民基本台帳人口の合計に占める割合

※計画の基本方針①の指標は上記の(A)～(B)。基本方針②の指標は上記の(C)～(E)。基本方針③の指標は上記の(F)。

(5) 生駒市地域公共交通活性化協議会の開催支援

生駒市地域公共交通活性化協議会及び分科会の開催に伴う支援（資料作成、指標の現況値算定、資料説明補助、議事概要作成）及び事前打合せを行う。

（具体的な内容）

- ①生駒市地域公共交通活性化協議会の開催支援（2回程度）
- ②分科会の開催支援（2回程度）

4. 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

5. 成果品

- ・本業務に係る報告書、電子データ 1式
- ・関係資料（議事概要等） 1式

6. 支払い条件

委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。受託者は完了検査の後委託料を請求すること。

7. その他

本特記仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は別途協議するものとする。